

長野県とソフトバンク株式会社との包括連携協定書の一部変更に係る協定書

長野県（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、平成30年（2018年）9月6日付けで締結した「長野県とソフトバンク株式会社との包括連携協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定書第2条第1項に次の項目を追加する。

- (5) 環境保全と持続可能な社会づくりに関すること
- 2 同条第1項第5号を第6号に変更する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年（2025年）3月21日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝
ソフトバンク株式会社
CSR本部 本部長